



令和6年度 環境再生・資源循環行政の取組について

令和6年の新春を迎えるに当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

昨年も、全国各地で災害が発生しました。被災された方々に心より御見舞い申し上げますとともに、災害廃棄物の処理に対応いただき、また、ご協力をいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。環境省では、災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に進むことにより早急に災害復旧が進むよう、引き続き全力で支援してまいります。

待ったなしの気候変動問題、各国における資源循環の取組強化や企業の再生材需要の拡大、地方経済の衰退など、我が国は様々な課題に直面しております。資源循環と成長の好循環を目指す「循環経済」（サーキュラーエコノミー）への移行は、そうした諸課題の解決策となり得るものだと考えております。循環経済への移行は、資源の採掘・加工から廃棄に至るライフサイクル全体の温室効果ガス排出の削減につながり、ネットゼロ（温室効果ガス排出実質ゼロ）に貢献するものであり、更には国内での資源循環や再生材の利用を通じて、経済安全保障や産業競争力の強化にも資するものだと考えています。また、日本には、先進的な廃棄物処理・リサイクル企業が各地に立地しており、こうした企業がものづくりを行う企業と連携して地域に密着した資源循環の取組を進めることで、地方創生にもつなげていくことができます。循環経済への移行は、国家戦略として取り組むべき課題であり、循環経済関連ビジネスの市場規模を、2021年時点の約50兆円から2030年までに80兆円以上にすると目標の下、様々な施策を実施していきます。

まず、新たな循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）の策定です。循環基本計画は、循環

型社会形成推進基本法に基づく政府計画であり、おおむね5年ごとに見直すこととされています。そのため、現在、平成30年に策定した現行の循環基本計画の見直しを進めており、新たな循環基本計画の令和6年6月頃の閣議決定を目指しています。新たな循環基本計画では、循環経済への移行を通じたネットゼロ・ネイチャーポジティブの実現や経済安全保障・産業競争力強化・地方創生への貢献について盛り込むとともに、令和4年9月に策定した循環経済工程表を踏まえ、循環経済への移行に向けた施策の方向性や数値目標を明記することを目指しています。

さらに、脱炭素化と再生資源の質・量の高度化に向けた制度的対応についても、現在検討を進めているところです。今後、この検討結果を踏まえて、資源循環システムの高度化のための制度的・予算的な措置等を進めることとしています。資源循環の促進に向けては、産業廃棄物の排出者と処理事業者の情報連携も重要であり、マニフェスト情報の円滑なやり取りや信頼性確保に資する電子マニフェストについても、今後更なる普及拡大を図っていきます。

また、東日本大震災からの復興・再生については、環境省にとって最重要の課題の一つです。特定帰還居住区域（避難指示の解除により住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す区域）の除染や家屋等の解体、福島県内の除去土壌等の最終処分や再生利用、未来志向の環境施策等をしっかりと推進してまいります。

今後とも、環境再生・資源循環行政の一層の推進のため、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。